漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定及び香川県漁業調整規則(令和 2 年香川県規則第 61 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、同法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

## 1 小型機船底びき網漁業

## (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数
とりがいこぎ網 漁業	三崎突端と六島東端 を結んだ線以西の香 川県海面	7月1日から 9月30日まで	48kW 以下 (旧 15 馬力以下)	5トン未満
船舶の数	漁業を営む者の資格			
1	西かがわ、観音寺、伊			
	吹に漁業の根拠地を			
	有する者			

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年6月15日~同年6月21日

## (3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和3年9月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (ア) 関係漁業者間の協定を厳守しなければならない。
- (イ) とりがい以外を目的として操業してはならない。
- (ウ) 日没から日の出までは操業してはならない。
- (エ) 使用漁具の目合は6センチメートル以上でなければならない。
- (オ) 天井網をつけてはならない。
- (カ) ビームと手木を直結してはならない。
- (キ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。